

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

1

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02_農業・農地

提案事項(事項名)

農地での埋蔵文化財の試掘調査に係る一時転用許可の不要化

提案団体

紫波町、川越市

制度の所管・関係府省

文部科学省、農林水産省

求める措置の具体的内容

教育委員会等が文化財保護法に基づいて行う、埋蔵文化財の有無を確認する試掘調査については、土地の一部を掘削して地下の状況を確認するものにすぎず、短期間での原状復旧がされるものであることから、農地法に基づく一時転用許可を不要とすることを求める。

具体的な支障事例

周知の埋蔵文化財包蔵地で開発行為(土木・建設工事等)が行われる場合、早期に教育委員会が試掘調査を実施し、記録保存調査や開発行為の工法等の見直しの要否を確認する必要がある。
また、周知の埋蔵文化財包蔵地でなくとも、文化財が埋蔵している可能性がある土地でも開発計画が増加傾向にあり、埋蔵文化財包蔵地の的確な把握のため、教育委員会が試掘調査を行っている。その他、開発行為は伴わないが土地の鑑定評価や学術調査・分布調査等のため、事前に試掘調査を実施しなければならない事例もある。

しかし、農地で試掘調査を実施するためには、農地法に基づく一時転用許可が必要であるが、農業委員会等での手続きのため、許可までに1~2ヶ月程度要し、その後の記録保存調査の実施や開発行為等も後ろ倒しとなっている。記録保存調査は、遺跡等の現状保存が不可能な場合に現地を発掘し、痕跡を資料化するものであるが、特に冬季は雪等の影響により実施できないことがあるため、試掘調査の依頼が秋頃にされたとしても、記録保存調査が春以降となり、住宅の建設等が遅れてしまっている事例もある。

以上を踏まえ、試掘調査は地方公共団体が行う一時的なものであり、文化財保護制度の中で実施するものであることから、その後無断で別の目的に転用されることも想定されないことを考慮し、農地法上の一時転用許可の取得を不要とすることを求める。

令和2年度における試掘調査の件数: 13 件

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

迅速な試掘調査の実施により、一層の文化財保護が図られることに加え、土地の有効活用促進につながる。また、土木・建設工事等の期間短縮により地域経済の活性化が見込まれる。

根拠法令等

農地法第4条第1項、第5条第1項、文化財保護法第93条、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」(平成10年9月29日文化庁次長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、須賀川市、佐倉市、柏市、小田原市、長野県、田原市、枚方市、羽曳野市、広島市、山口県、大村市、熊本市

—

各府省からの第1次回答

農地で埋蔵文化財包蔵地把握のための試掘を行う場合であっても、当該農地の周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れがないかや、試掘後に当該農地が確実に原状復旧されることが担保されているかどうか等については、あらかじめ確認しておく必要があると考えている。
ただし、これら必要事項の確認が、農地の一時転用許可手続きではなく他の代替措置により行うことが可能かどうかについては、今後検討してまいりたい。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

2

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

ファイナンスリース方式等の PPP 手法による事業に対する国の補助金等の適用

提案団体

富山市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、農林水産省

求める措置の具体的内容

農林水産省が所管する「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」及び文部科学省が所管する「公立学校施設費国庫負担金」、「学校施設環境改善交付金」について、地方公共団体が資産を保有しないファイナンスリース方式等の PPP 手法による事業に対する適用を求める。

具体的な支障事例

我が国においては、厳しい財政状況の中、今後、人口減少等により、公共施設等の利用需要が変化することが予想されており、長期的な視点を持って、統廃合・再配置などを効率的・計画的に行うことが求められている。このような状況の中、地方公共団体が地域の実情に合わせ、公共施設を最後まで保有することなく公共サービスを提供する「公共施設の非保有手法」は、将来的な維持の負担も含め、有効な手法の一つであると考えられる。当市では、このたび、卸売市場の整備に際し、市有地を民間に事業用定期借地として貸付け、そこに民間が市場を建設し、それを市にリースする方式をとることにした。また、今後、公立学校施設の整備にあたっては、同方式を活用する事業を検討中である。

しかしながら、これらの施設についてファイナンスリース方式等の公共施設の非保有手法による施設整備にあたっては、市が施設を保有する場合と異なり、設計や整備に係る補助金等が適用されないものが大半であるため、イニシャルコストの増大につながり、当該手法の検討が進まない。

近年推奨されている公共施設マネジメントの観点からも、人口減少が止まらず、公共施設への需要が変化し得る中で、多様な施設整備手法を促す補助金制度となることが望ましいと考えている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地域の実情に合わせ、次の点など、ヒト・モノ・カネの最適化・最大活用が図られるようになることを考える。

・ファイナンスリースの場合、地方公共団体等が施設を直接所有しないため、事業期間終了時に施設が不要となった場合は、手放すことが容易となる。

（人口増等による一時的な需要の増加に弾力的に対応することが可能）

・施設を民間事業者が保有するため、固定資産税等の税金を見込むことが可能となる。

・維持管理等の窓口がリース事業者に集約されるため、契約業務の事務負担の軽減が期待できる。

根拠法令等

ファイナンスリース方式への補助金の適用を規制している特段の規定等の存在は認められないが、本提案のように、施設整備への補助の前提として地方公共団体が当該施設を保有することが条件となっているものがある。

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

伊勢崎市、柏市、川崎市、富山県、豊田市、西尾市、熊本市、宮崎県

○学校空調PFI事業は市保有方式を採用している。

○当市においては、ランニングコストを含む費用負担の軽減や平準化、維持管理事務の軽減、緊急時の柔軟な対応などの観点から、市有施設整備の一部にリース方式を導入している。

当市における支障事例として、教室不足が予測される学校において、児童生徒数の増加に対応するためにリース校舎を増設したが、「公立学校施設費国庫負担金」を活用できなかった事例や、中学校体育館の空調設備導入の際、リース方式を採用したため、「学校施設環境改善交付金」を活用できなかった事例がある。

ファイナンスリース方式での施設整備も補助制度の対象とすることで、市有施設における整備手法の選択肢が広がる。

各府省からの第1次回答

強い農業・担い手づくり総合支援交付金、公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金は、いずれも、財政法第4条ただし書に基づく建設公債の発行対象経費である。公債は、将来の国民が納める税金により償還されることから、公債の発行により調達した資金を投入したことによる成果は、将来の国民も享受できるものであるべきとの考えに基づき、建設公債の発行対象経費は「公の資産」の形成に資する事業に要する費用に限定されている。

リース方式により施設を整備した場合、地方公共団体は当該施設の所有権を有さず、リース期間が終了すれば当該施設を使用する権原を失うことになるとともに、リース方式による施設整備に係る費用は、その性質が維持管理費や手数料等の経費も含む賃借料であって、「公の資産」の形成に資するとは言えない。

従って、リース方式による卸売市場の整備及び公立学校施設の整備に要する費用を、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金の対象とすることは困難である。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

3

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

特定教育・保育施設等の定員弾力化に係る公定価格の減算調整措置の見直し

提案団体

吉川市、郡山市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

特定教育・保育施設等の定員弾力化に係る公定価格の減算調整措置について、意図的な受入調整による措置適用の回避を防止し、適正な利用定員の設定及び施設型給付費等の適正化を促すため、指導監督してきたにもかかわらず、利用定員の変更申請等が行われなかった場合には、公定価格を減算調整できることとするなど、一定期間の経過を待たずに減算措置を講ずることができるように仕組みを見直す。

具体的な支障事例

当市には、利用定員を恒常的に超え児童を受け入れているが、定員変更の市の求めに応じず、変更申請を行わない保育所がある。その理由は、公定価格の区分において、高い単価が維持された常態で費用が支給されるためである。恒常的に利用定員を超える特定教育・保育施設等に対しては、公定価格の減算調整措置が講じられているが、当該減算調整措置の適用に当たっては、①直前の連続する5年度間(幼稚園及び認定こども園(1号認定)にあっては2年間)常に利用定員を超え、かつ、②各年度の年間平均在所率が120%以上であることが要件となる。当該保育所は、直近4年は平均在所率が120%を超えていた。令和3年度(5年目)についても、定員を超え利用申込があったため、市の受入人数の増枠要請にもかかわらず、120%未満となるように意図的に調整を行った。この行為は5年目の平均在所率を120%未満とし、翌年度の減算調整措置の適用を意図的に回避したものと推察でき、子ども・子育て支援法における利用調整の協力義務や国の通知(保育所への入所の円滑化について(平成10年2月13日付け児保第3号))にも反する。また、確認に係る指導監査において利用定員の変更を促しているが、本事業に対する効果的な防止策とならないことから、当該減算調整措置の見直しを求めるものである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

現行制度では、特定教育・保育施設等の利用定員の変更は、当該施設等からの申請によることとされており、市町村が当該申請に関与することは困難である。公定価格上の減算調整措置は、恒常的に定員を超える場合に、施設型給付費等を減算することで、特定教育・保育施設等が利用定員の変更申請を適切に行うよう促す目的で講じられたものと考えられるが、適用要件が厳しく、また、一度要件から外れると期間のカウントもリセットされるため、実効性に乏しい。利用定員の見直しが必要であるにもかかわらず、適切に変更申請を行わない場合や、保育ニーズがあるにもかかわらず、意図的に受入調整を行い、市町村の利用調整に応じない場合についても、当該減算調整措置を適用することが可能となれば、特定教育・保育施設等による恣意的な受入人数の調整を防止し、住民の保育利用ニーズを満たすことにつながるほか、利用定員の変更申請も促しやすくなり、過大に支給されている施設型給付費等の適正化も図れる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法第32条第1項、第42条第2項(平成24年法律第65号)特定教育・保育等に要する費用

の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(平成 28 年 8 月 23 日付け府子本第 571 号、28 文科初第 727 号、雇児発 0823 第 1 号)、保育所への入所の円滑化について(平成 10 年 2 月 13 日付け児保第 3 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、滋賀県、守口市、高松市、宮崎県、宮崎市、延岡市

○当市においても類似の事例があり、該当の認定こども園は市の定員変更の求めに応じず、令和元年度に減算調整措置の適用を受けたが、その後、わずかな定員変更(変更後も平均所在率が 120%未満になるとは思えない程度のもの)を行うことにより、減算調整措置の適用を意図的に回避したと思われる。

○提案団体と類似した問題があり、見直しが必要と考える。

○複数年にわたり利用定員を超える児童が入所している施設が県内でも散見され、今後も恒常的に超えることが見込まれる場合は利用定員の見直しを行うよう行政指導監査で市町に対して口頭指摘しているが、本提案で挙げられている背景とおそらく同じ考えのもとに適切な対応がなされず、本来あるべき状態と比較して過大に給付費を支給しているケースがある。

各府省からの第 1 次回答

保育所等においては、利用定員の範囲内で子どもを受け入れることを原則としているが、年度の途中で保育の実施が必要な子どもが生じた場合の対応や待機児童の解消のため、設備運営基準を満たした上で、利用定員を超えた子どもの受入れも可能としている。

公定価格では、この場合において、必要な職員体制の確保や、子どもの受入れのインセンティブといった観点から、利用定員の定員区分に基づき適用される単価により施設型給付費等を支給し、利用定員を超えている状態が一定期間継続する場合には減算する仕組みを設けている。

※一方で、この仕組みは、減算が行われるまで定員変更を行うことを妨げるものではなく、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であることを踏まえ、市町村において当該期間の期限が到来する前に利用定員の変更を促すことは可能である。

なお、市町村は、児童福祉法に基づき、保育ニーズに対応した受け皿の整備を行うこととされており、定員超過が続く場合においては、保育の受け皿整備等により、その解消を図ることが考えられる。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

28

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

04_雇用・労働

提案事項(事項名)

職業能力開発校における留学生の受入及び修了後における当該留学生の在留資格について「留学」から「技術・人文知識・国際業務」への変更を可能とすること

提案団体

宮城県、三重県、広島県

制度の所管・関係府省

法務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

日本での就職を希望する留学生の地方の中小企業への就職を促進するため、出入国管理及び難民認定法別表第1の4の留学の項の下欄における「設備及び編制に関してこれらに準ずる機関」として、職業能力開発校を追加するとともに、留学生が職業能力開発校の職業訓練を修了した場合には、同法別表第1の2に規定する在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更を可能とすること。

具体的な支障事例

【支障事例】

職業能力開発促進法においては、出入国管理及び難民認定法別表第1の4の表の留学の在留資格をもって在留する者が、公共職業能力開発施設を行う普通職業訓練又は高度職業訓練(以下「公共職業訓練」という。)及び公共職業訓練に準ずる訓練を受けることについて制限する規定はない。一方、出入国管理及び難民認定法においては、公共職業訓練又は公共職業訓練に準ずる訓練を受けることを目的とした留学の在留資格の取得を制限する規定が存在する。具体的には、公共職業能力開発施設のうち、職業能力開発大学校と職業能力開発短期大学校については、同法別表第1の4の留学の項の下欄に掲げる活動に規定される学校に準ずる機関であることから、留学の在留資格の取得が許可されているが、当県の高等技術専門校のような職業能力開発校は、当該機関ではないことから、留学の在留資格の取得が許可されていない。

以上のとおり、職業能力開発校においては、留学生の受入が実際にはできない状況となっている。また、仮に留学生が職業能力開発校に入校し、建築、自動車整備、IT等の分野の職業訓練を修了した場合においても、現行上は、出入国管理及び難民認定法別表第1の2に規定される在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更ができない。

【制度改正の必要性】

職業能力開発校と、留学の在留資格の取得が許可されている専修学校専門課程とで、同じ内容の学科・訓練科を開設している場合、習得できる技術・知識、取得できる資格は同等であると考えられる。また、地方の中小企業は人手不足にあり、解決手段の一つとして、職業能力開発校で、日本での就職を希望するものづくり等の技能を有する留学生を対象とした人材育成は有効と考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

留学生が技術・知識を習得できる機関・機会が増え、選択の幅が広がる。また、留学生が習得した技術・知識を活かした職に就くことで、活躍の機会も増加する。特に、人材獲得力が弱く絶対的人手不足に悩む地方の建築、自動車整備、IT等の分野の中小企業への留学生の就職の支援につながり、地域経済の活力維持・向上が期待できる。

根拠法令等

出入国管理及び難民認定法別表第1の2、1の4
出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令
留学生の在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更許可のガイドライン
職業能力開発促進法第15条の7、第16条、第19条、第92条
職業能力開発促進法施行規則第10条～15条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、富山県、山梨県、長野県、京都府、高知県、延岡市

○当県においても、外国籍の高校生等から入校の可否について問い合わせがある中、①の支障事例（前段）に記載の状況と同様であり、本県の高等技術専門校のような職業能力開発校に入校を希望するものにも「留学」の在留資格を与えていただくよう働きかけることについては、参画の意向あり。

各府省からの第1次回答

「留学」の在留資格で行うことができる「教育を受ける活動」は、その性質上、教育機関において行うものであるが、職業能力開発校については、設備及び編制等において出入国管理及び難民認定法別表第一の四に掲げる教育機関と同等とは認めていないことから、同校入校者に「留学」を付与することは困難である。
なお、職業能力開発短期大学校等については、高度職業訓練等を行うための施設であって、設備及び編制等において大学と同等と認められるため、大学に準ずる機関として判断したものである。
「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当する活動は、自然科学又は人文科学に属する技術・知識を必要とする業務のほか、外国の文化に基盤を有する思考等を必要とする業務に従事する活動であるところ、自然科学又は人文科学に属する技術・知識を必要とする業務は、学術上の素養を背景とするものであり、大学等において修得した一定水準以上の専門的知識を必要とするものでなければならない。また、外国の文化に基盤を有する思考等を必要とする業務とは、外国の特有の文化に根ざす一般の日本人が有しない思考方法等を必要とする業務である。
大学や専修学校については、教育課程等から学術上の素養の向上を目的にしているといえることから、それらを卒業した者は、学術上の素養があると認めているところ、職業能力開発校は、公共職業能力開発施設であることから、大学及び専修学校とは異なり、学術上の素養を向上させることを目的とした機関ではない。
よって、職業能力開発校を卒業した者について、大学等を卒業した者と同等に評価することはできない上、外国の特有の文化に根ざす思考方法が培われたものとも認められないため、御提案を受け入れることは困難である。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

42

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

教育支援体制整備事業費補助金の交付スケジュールの迅速化

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

教育支援体制整備事業費補助金について、3月末に行われている内示に先立ち、予算が成立した際の見込みであることを前提に、予算額の目安について情報提供を求める。

具体的な支障事例

当該補助金については、内示により初めて予算額が示されることにより、短期間で人材を探さなければならないなどの事務負担が非常に大きい。

【内示状況】

(事業年度)	(内示日)
令和3年度	令和3年3月25日
令和2年度	令和2年3月31日
令和元年度	平成31年3月29日
平成30年度	平成30年3月30日
平成29年度	平成29年3月29日

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

経験豊富で生徒の学力向上に資する地域人材等を確保することが可能となる。
学校や地域の実情に応じた、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの勤務割振りを検討するための十分な時間の確保が可能となる。

根拠法令等

教育支援体制整備事業費補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、島根県、山口県、熊本市

OSC・SSWが会計年度任用職員となったことから、勤務条件通知書等の作成業務のため、事業補助額の内示を3月上旬までに実施頂きたい。

○教育支援体制整備事業費補助金の内示が3月末に示されるため、短期間で人材確保をしなければならず、各教育事務所や各市町村教育委員会の負担が大きい。

各府省からの第1次回答

教育支援体制整備事業補助金スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー活用事業については、可能な限り早期の情報提供に努めてまいりたい。

教育支援体制整備費事業補助金(補習等のための指導員等派遣事業)については、仮申請を受け付け、内示を行っているところです。この手続きの日程には法令上の規定はないため、昨年度までよりもなるべく早い時期に仮申請の依頼及び申請締め切り日を設定し、可能な限り速やかに内示を行ってまいります。なお、申請締切までに適切な申請をしていただくことで内示を早めることができますので、各教育委員会には御協力いただきますようお願いいたします。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

64

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

月途中での入退園等に係る施設等利用費の日割り計算の簡素化

提案団体

岐阜県、郡山市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

月途中での入退園等における施設等利用費の日割り計算について、計算過程での端数分の取扱いや開所日数の算出方法を見直す等の事務の簡素化を求める。
現行制度で明確になっていない日割り計算で発生する10円未満の端数分の取扱いについては、例えば、端数分は市町村が負担する等、取扱いの明確化を求める。また、施設等利用費の日割り計算は、「その月の開所日数」を用いて算出するが、当該日数は各施設で異なるため、例えば施設型給付費の様に、「その月の開所日数」を25日と設定する等、統一的な考え方を求める。

具体的な支障事例

施設等利用費については、月途中での入退園や、保護者が市町村をまたいで住所地を変更した場合などは、日割りにより給付することが求められているが、その際の施設等利用費の算出方法は、非常に煩雑であり、施設及び市町村において、事務負担となっている。
特に、月途中で保護者が市町村をまたいで住所地を変更した場合や新制度未移行幼稚園に転園した場合、日割り計算において発生する10円未満の端数は切り捨てることになっており、切り捨てられた端数分は、施設等利用費を得られないため、新制度未移行幼稚園が保護者に対し請求するか、当該園が端数分を負担することとしている。多くの園は保護者に端数分を請求しているため、保護者に対する請求業務が新たに発生しているが、一方で、園が端数分を負担することとした場合、園に負担が生じることとなる。
また、施設等利用費における日割り計算(利用開始の場合)は、「2.57万円(上限)×認定起算日最初の利用日以降のその月の開所日数÷その月の開所日数」で算出することとされているが、「その月の開所日数」が新制度未移行幼稚園ごとに異なるため、園と市町村間において、開所日数の確認が負担となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市町村が端数分を負担することで、施設から保護者に対する端数分の請求事務が不要となり、施設における事務負担が軽減される。また、保護者による端数分の負担がなくなる。
さらに、日割り計算における開所日数の考え方について、統一的な見解が示されることにより、施設及び市町村における事務負担が軽減される。

根拠法令等

子ども・子育て支援法施行令第24条の4第2項
子ども・子育て支援法施行規則第59条の2
子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項等について(令和元年9月13日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、仙台市、須賀川市、富津市、川崎市、長野県、中野市、大垣市、岐南町、豊田市、吹田市、広島市

○開所日数の数え方が明確にされていないことによる市町村間での認識のずれや、日割り計算の10円未満の端数処理による10円の減収により、施設が見込む25,700円×人数の収入との誤差が生じ、施設における会計上の支障も生じている。

○月途中での市外への転出、市外からの転入があった場合には、その都度相手方の自治体と協議し、日割りするか、月単位で負担するかを決定しており、事務負担となっている。そのため取扱いの統一化を求める。

各府省からの第1次回答

ご提案の日割り計算に関しては、昨年度、新制度未移行幼稚園の利用者が月の途中で転園せずに市町村をまたがる転居をした場合の当該月の施設等利用給付の支給について、関係市町村間で調整がついた場合には、日割り計算をせずに、いずれかの市町村がまとめて支給する運用（以下、「月割り」という。）を可能としたところであり、この場合には月割りを活用することも可能である。

日割り計算による施設等利用費の取扱いについては、令和元年10月の幼児教育・保育の無償化から開始されたもので、幼児教育・保育の無償化に関係する市町村実務を検討する会議（全国市長会・全国町村会推薦の12自治体がメンバー）における検討を経て、現行の取扱いとなっている。

月の途中で特定子ども・子育て支援の利用の開始や終了又は利用する施設等の変更等の事由があった場合における施設等利用費の算出方法は、その月の開所日数を基礎とした日割りによって計算することし、日割り計算によって算出された支給上限額と実利用料を比較し、いずれか低い方の金額を支給額としている。その際、支給上限額は10円未満の端数は切り捨てとし、実利用料は、実額（10円未満の端数の切り捨てなし）としている。

今回、10円未満の端数分の負担に係る提案については、ご提案の趣旨を踏まえ、幼児教育・保育の無償化に関係する市町村実務を検討する会議において検討する予定である。

また、施設等利用費は、認可外保育施設や、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）（以下、「施設等」という。）など、必ずしも継続的な在園関係を前提としない施設等も対象としているため、これらの施設等までも対象とした統一的な日数を設定することは困難であるが、例えば一定の施設類型に限って標準日数を設定することが可能かどうか等についても、併せて検討する予定である。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

84

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

専門職大学の設置に係る認可基準の緩和

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

地方の実情に応じた既存ストックの活用などを可能とするため、専門職大学設置基準について立地自治体(都道府県又は市町村)との協定による緩和を求める。

具体的な支障事例

地方の各主体による高等教育機関の誘致や設置の取組がある一方で、専門職大学設置希望者からは、設置基準が一律に学問研究の色彩の強い「大学」と同様の内容となっており、ハードルが高いとの声もある。設置基準で必要な体育館や図書館などについて、「特別の事情かつ研究に支障がなければこの限りでない」ともされるなど、裁量により明確な基準が示されていないことから、誘致や設置に係るハードルも実質的に高くなっている。

地方では、人口構造の変化により、不要となった社会教育施設等の有効活用が求められており、また、自治体においては、これらの施設を有効に活用したいと考えているにもかかわらず、専門職大学設置基準により、地域ストックの有効活用が行えないことから、設置基準の緩和が必要である。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

人口減少により社会教育施設等の維持も負担となることから、このような施設や人材を学校法人と共用する自治体との協定があれば、専用・専任として認めることで、地域ストックの有効活用や地方での継続的な高等教育機会の確保につながる。また、地方への専門職大学の設置が促進されることにより、職業人材の定着が見込まれることから、地方からの人口流出の抑制につながる。

根拠法令等

専門職大学設置基準第8章(第4条、第8条、他)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

沖縄県

—

各府省からの第1次回答

専門職大学の設置について、現状において、「専門職大学及び専門職短期大学の制度化等に係る学校教育法

の一部を改正する法律等の公布について(通知)」(平成 29 年 9 月 21 日付事務次官通知)において、「体育館等の代替措置については、やむを得ず公共又は民間の運動施設を学生の利用に供する場合においても、当該専門職大学等に修学する学生の特性に応じて、学生が希望する球技等の様々な運動ができるよう配慮すること。」と示しているとおり、地方公共団体等大学以外の施設を活用することなど、自己所有に限定することのない柔軟な対応が可能となっている。

文部科学省では、今後とも、事務相談を行うなど、こうした柔軟・弾力的な取扱いについて、地方の具体の状況に寄り添い、対応して参りたい。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

92

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

「教育支援体制整備事業費交付金(認定こども園設置促進事業)」で実施する一部の事業に係る事務手続きの見直し

提案団体

愛知県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

「教育支援体制整備事業費交付金(認定こども園設置促進事業)」で実施する事業のうち、都道府県負担のない「幼児教育の質の向上のための緊急環境整備」、「認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援」、「認定こども園等への円滑な移行のための準備支援」及び「園務改善のための ICT 化支援」を国から事業者への直接補助とすること。

※都道府県における予算計上手続きを不要とすることを求める提案であって、窓口機能は引き続き都道府県が担うことを想定しており、都道府県の関与なく事業を実施することを要望するものではない。

具体的な支障事例

教育支援体制整備事業費交付金(認定こども園設置促進事業)交付要綱第3条第1項において、交付対象は「認定こども園等における教育支援体制を整備する事業を都道府県が実施するために必要な経費」と定められており、都道府県を通じて事業者に補助する仕組みとなっている。

上記のことから、都道府県は事業者から交付金の活用希望を把握した上で必要と見込まれる額を当初予算に計上しているが、都道府県の負担を要しないものであるため、都道府県での予算計上の必要性が乏しい一方で、事務作業の負担が大きい。

また現行制度では、仮に各事業者からの申請額が予算額を上回った場合には年度途中で補正予算の計上が必要となり、さらに事務手続きが嵩むだけでなく、事業者への承認の遅れにつながり、本事業を活用した施設等の環境整備等が滞るおそれがある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県における事務手続きが軽減されるほか、都道府県の予算規模や予算編製のタイミングにかかわらず、事業者に対し必要な補助を行うことが可能となり、事業者としても本事業を活用した円滑な環境整備等が可能となる。

根拠法令等

教育支援体制整備事業費交付金(認定こども園設置促進事業)交付要綱第3条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

富山県、長野県、大阪府、高知県、長崎県、鹿児島県

各府省からの第1次回答

教育支援体制整備事業費交付金は、認定こども園の設置の促進を目的とし、都道府県が主体となって実施する事業に対しその経費の一部を補助することを前提としており、都道府県負担の有無に関わらず国から事業者への直接補助とすることは困難である。なお、昨年度については、新型コロナウイルス感染症への対応のため、緊急やむを得ないタイミングでの要綱改正となったところであるが、今後は要綱改正など、都道府県の予算措置に関わる情報について可能な限り早期かつ正確に示すなど、円滑な事業執行に向けて対応していきたい。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

114

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

保育所等における居室面積基準の緩和特例措置に係る期限の廃止

提案団体

大阪市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

保育所及び幼保連携型認定こども園における乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積に係る基準について、市町村が柔軟に待機児童対策に取り組めるよう、待機児童数等の一定要件の下で認められている「面積基準を標準に緩和する特例」(以下、「面積基準緩和特例措置」という。)に係る期限の廃止を求める。なお、廃止が難しい場合は、期限の延長を求める。

具体的な支障事例

第一次及び第八次地方分権一括法等により設けられた保育所や幼保連携型認定こども園における乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の面積基準緩和特例措置は、令和5年3月31日で期限を迎える。

当市では、当該特例を活用し暫定的に児童を受け入れながら(※)、あわせて待機児童解消のための施設整備等を進めてきており、平成30年度～令和2年度において、新たに6,339人の入所枠を整備したものの、令和3年4月1日現在においても、なお保育所等に入所できなかった利用保留児童数は2,361人(うち待機児童は14人)存在している。待機児童対策を短期間で実施することは困難であることを考慮せず、仮に、当該特例措置が期限を迎え廃止されるということであれば、当該特例の期限までに順次認可定員を減少させていく必要があり、その結果、当該特例を適用して入所している児童が退所を余儀なくされるとともに、待機児童が急増することとなる。また、当該特例の廃止に備え、認可定員の減少や施設整備等の予算措置等を行うこととなれば、前もって準備を進めていく必要があることから、令和5年3月31日の期限を考えると、期限の延長については令和3年度中に議論いただく必要があると考えている。

(※) 当市の本来の基準では、保育所等の居室面積基準は0歳児1人あたり5㎡、1歳児1人あたり3.3㎡、2歳児以上児1人あたり1.98㎡としており、特に0歳児は国基準より手厚い基準としているが、待機児童数も含めた利用保留児童数が多数存在することから、1人でも多くの児童が入所できるよう、やむを得ず当該特例措置を適用し、全ての年齢において一人あたり1.65㎡という基準を設定しているものである。なお、特例の適用にあたっては、児童が安全・安心に過ごせる環境であることを確認したうえで実施している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

対策を講じた上でもなお待機児童が発生している現状に鑑み、当該特例措置の期限を廃止(または延長)することにより、少なくとも現時点で当該特例措置により入所が可能となっている児童を退所させる必要がなくなるとともに、今後も高い保育ニーズに応えながら柔軟に待機児童対策に取り組むことが可能となる。

根拠法令等

【保育所】
児童福祉法第45条第2項

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 32 条

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第4条

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令第4条

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域(厚生労働省告示)

【幼保連携型認定こども園】

就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 13 条第2項、附則第2項

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条第6項

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令附則第2項

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則附則第3条

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第二項の主務大臣が指定する地域(内閣府・文部科学省・厚生労働省告示)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、長野県、大阪府

—

各府省からの第 1 次回答

御指摘の特例措置については、待機児童解消に資する一時的な措置であり、その期限を廃止して恒久的な措置とするといったことは困難であるが、前々年の待機児童数等に基づいて適用対象となる地域を定めているものであることから、現在令和5年3月までとしている期限の延長については、まずは本年秋頃に公表する予定の、令和3年4月時点の待機児童数等を踏まえ検討してまいりたい。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

121

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

広域通信制高等学校の学則変更手続きの簡素化

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

知事の認可事項となっている広域通信制高等学校の学則変更を、全日制・狭域通信制と同様に、届出事項とすること

具体的な支障事例

学校教育法第4条及び同法施行令第23条において、私立の広域通信制高校では、すべての学則変更が知事の認可事項である。

他方、全日制高校と狭域通信制高校では、収容定員に係る学則変更だけが認可事項で、その他は届出事項である。

例えば、コース名、授業料、表彰規程、面接指導施設(通信制のみ)等に関する学則変更は、全日制と狭域通信制では届出で足りるが、広域通信制では認可が必要である。

このため、広域通信制では、全日制・狭域通信制に比べ、申請・審査に係る事務負担が重く、私立学校審議会への諮問(本県では年1回開催)に係る時間を要している。

広域通信制高校にのみ、より強度の規制を課す必要性は希薄なことから、学則変更の認可事項を、収容定員に類するもの(例:教育区域の変更や協力校・面接指導施設の設置、廃止)に限定し、それ以外のは届出事項としていただきたい。

なお、令和4年度施行の新学習指導要領の教育課程に対応するため、現行の制度では、令和3年度中に、すべての広域通信制高校で教育課程に係る学則変更(例:「公共」や「世界史探究」などの新科目、各科目の履修単位数)の認可が必要となる。

また、広域通信制高校の校長から、「法令で県に対し変更認可申請が必要であることは承知している。しかし、全日制や狭域通信制は「届出」で済むものが、広域通信制は申請が必要で、審議会に諮問するため早期に提出する必要があることから、準備の時間に余裕がない。軽微な案件は届出でよいことにしていただけるとありがたい。」との意見が出ている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

私立の広域通信制高校の学則変更を知事への届出事項とすることにより、学校設置者は、認可申請に係る事務負担が軽減するとともに、学則変更の即時性向上が期待される。

また、都道府県は、認可申請に係る審査及び私立学校審議会開催に係る事務負担の軽減が期待される。

根拠法令等

学校教育法施行令第23条第1項第11号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

山梨県、島根県、長崎県、沖縄県

○当県においても、私立の広域通信制高等学校の学則変更は全日制に比べ、申請・審査に係る事務負担が重く、私立学校審議会への諮問に係る時間を要している。令和3年度中には、新学習指導要領の教育課程に対応するため、学則変更の認可が必要であり、申請手続きに係る対象学校法人の事務負担が生じている。以上のことから、広域通信制高等学校の学則変更の認可事務の一部について、届出事項への見直しが必要と考える。

○当県においても、令和4年度施行の新学習指導要領の教育課程に対応するため、私立の広域通信制高校の学則変更を令和3年8月の私学審議会に諮問予定である。この手続きを届出事項とすることができれば、学校設置者及び都道府県の事務負担の軽減が期待できる。

各府省からの第1次回答

広域通信制高校においては、教育課程の編成・実施、指導体制等に関する課題やサテライト施設での施設・設備、連携協力体制、学校運営改善等に関する課題があり、未だに不適切な学校運営や教育活動を行っている学校も少なからず見られることが、中央教育審議会等において指摘をされているところであり、広域通信制高校の質の確保・向上を図るためには、現時点においては、所轄庁による事前の認可が不可欠であると考えている。

そのため、広域通信制高校の学則変更を知事への届出事項とすることは、教育の質の確保・向上の観点では適切ではないと考える。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

137

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

文化芸術による子供育成総合事業に係る申請・報告事務の効率化等

提案団体

岡山県、日本創生のための将来世代応援知事同盟、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

「文化芸術による子供育成総合事業実施要綱」において、事業の決定にあたって、都道府県等からの推薦を受けて決定するという方法を取りやめ、学校からの申請により決定することとすることを求めるとともに、以下のとおり、当該事業の申請・報告事務の効率化等を求める。

①学校の申請内容の簡略化、②事務局と被派遣者間での経費の申請・支払事務の完結、③申請・報告のワンストップ化、④同事業内における事務手続きの統一化

具体的な支障事例

①学校現場において、主に教職員が申請書類を作成しているが、講師との調整、多数の書類作成を要することによる負担感から、初めて申請する学校は申請を躊躇してしまい、同じ地域、同じ学校での実施が続いている傾向がある。実際に、学校から「事業自体は大変な難いが、事務手続の簡素化を望む」という意見が多数寄せられているところである。「芸術家の派遣事業(学校公募型)」における様式5・6は、採択に関係がないと考える。

②「芸術家の派遣事業(学校公募型)」のその他経費計画書作成に関して、一人の講師が連続実施する場合、実施校では前後のスケジュールを把握することが難しく、経費の計上漏れが懸念される。

③学校は申請の疑問点を県に問い合わせることになっているが、県で判断できないケースが多く、県が事務局に照会し回答しており、学校の申請準備に時間的な支障が生じている。

また、学校の申請書等に関する修正指示が、事務局から県を通じて毎年度多数ある。その確認のためには、県→市町村→学校→(講師→学校→)市町村→県の流れとなるが、その流れを想定した回答期限が設定されていない。修正指示の内容も曖昧な表現である場合が多く、その都度、電話等で事務局に確認の必要が生じている。さらに、同じ学校に対して、複数回に分けて修正指示があるなど、県、市町村、学校の各所で対応に苦慮している。

また、申請時、申請書を県においてとりまとめ、さらに推薦順位付けを行っているが、実施校は推薦順位どおりの採択になる訳ではなく、順位付けの必要性が不明確である。

④「芸術家の派遣事業(学校公募型)」及び「巡回公演事業」において、報告書の提出や中止の報告について、手続きが異なっており混乱が生じている。また、中止の判断には県が関与していないにも関わらず、前者の書類には県の鑑文が必要である。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

学校の事務負担軽減(教職員の働き方改革に寄与)が見込まれ、負担感により申請を躊躇している学校からも申請が期待できる。その結果として、児童生徒が質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会の均等を図ることができる。

また、申請のワンストップ化により、時間的な支障が解消され、学校における十分な作業・検討時間を確保できる。また、複数人が仲介することによる書類の紛失や、解釈の相違を回避できることにより、学校や地方公共団

体の事務負担軽減が見込まれ、ひいては、教職員の働き方改革に繋がる。

根拠法令等

文化芸術による子供育成総合事業実施要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、秋田県、福島市、いわき市、栃木県、山梨県、静岡県、滋賀県、京都市、兵庫県、島根県、高松市、高知県、長崎県、長崎市、延岡市

○実施（希望）校とのやりとりにあたり、都道府県教育委員会、市町村教育委員会を経由するため、送付文の作成や様式加工等、関係各所それぞれに同様の負担が強いられ、手続に時間を要するほか、連絡の漏れや書類等の紛失といった事務的なミスの発生恐れがある。申請等のワンストップ化により、これらの作業負担が軽減され、地方公共団体や教職員の負担軽減のみならず、事務的なミスの発生可能性の減少、申請の作業・検討時間の確保につながる。

○提案団体と同様、当県においても主に次の点に支障があるもの。

実施希望校において、多数の書類を作成する必要があり、多数の書類を作成しても不採択となる可能性もあることから、新規の学校は踏み込みづらい。

実施希望校は質問を県に問い合わせることとなり、県から事務局に問い合わせ、県から学校に回答している。また、申請も県を介することとされており、申請においても、問い合わせについても時間のロスが生じる流れになっている。

○正式決定前の審査結果通知を受けて、「条件付採択」となった学校へ県から確認や修正依頼を行っているが、使用する機材や楽器に関する事など、講師でなければ回答できない項目もあり、県→市町村→学校→講師の確認の流れが煩雑である。

○県教育委員会など申請等に多くの部署が介在することにより、手続きに時間を要し非効率となっている。申請等の手続きが、回答期限の設定が短いなど対応に苦慮していることから、事務の簡素化は必要である。

○②③芸術家の派遣事業（学校公募型）においては、講師の交通費等の必要経費について、学校を通して申請・報告をすることになっているが、その修正や確認は、県を通して指示が行われるため、確認作業に時間がかかっている。文化庁事務局と講師間で直接確認する方が、間違いも少なく、県・市町村・学校の業務量縮減にもつながる。

また、各事業の申請において、県が推薦順位をつけているが、決定された学校をみると推薦順位どおりではないこともあり、順位付けの必要性が不明確である。

各府省からの第1次回答

①学校の申請内容の簡略化について

御指摘のとおり、「芸術家の派遣事業（学校公募型）」における様式5、6については、国の事業以外の文化芸術鑑賞体験の実施状況の確認と実施団体の調査を目的としており、採択には直接関係のないことから、令和4年度の募集から削除する。

②事務局と非派遣者間での経費の申請・支払事務の完結について

実施校の前後のスケジュール確認と経費精査については、精算時に事務局が行うため、実施校は、非派遣者が自宅と実施校を往復する場合の経費を計上して申請いただきたい。

③申請・報告のワンストップ化について

都道府県等のなかには、学校と事務局が直接連絡をとることを認めていないところもあるため、直接連絡することを希望される場合は、文化庁へ個別にご相談されたい。

学校の個別の質問は、直接事務局で受け付けることとし、その内容を都道府県等と共有することとしたい。

推薦順位付けについて、「文化芸術による子供育成総合事業」実施要綱、6 事業の決定（1）巡回公演事業イ「文化庁長官は、都道府県等からの推薦を受け、実施校を決定する。」及び（2）芸術家派遣事業ア「文化庁長官は、都道府県等からの推薦を受け、被派遣者及び実施校を決定する。」に基づき御依頼している。採択にあたっては、全体の分野の偏り等についても考慮して決定しているため、一部推薦順位どおりの採択とならない場合がある。

なお、採択にあたっては、都道府県等が独自で行っている文化芸術活動との調整や山村地域等への配慮も行っているため、引き続き推薦順位付けについては協力をお願いしたいと考えている。

④同事業内における事務手続きの統一化について

中止の報告書の様式について、令和4年度の募集から「芸術家の派遣事業(学校公募型)」の事業中止報告書の事業区分に「巡回公演事業」を追加した様式で統一する。

事業報告書について、それぞれの事業で実施回数や公演内容等が異なるため、様式や手続きを統一することは困難だが、様式の同一項目部分を揃える等の検討をする。

なお、前年度より申請書類の公印省略等、提出書類の簡略化を図っており、文化庁では県の鑑文の提出を必須としていない。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

139

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

管理栄養士養成施設における公衆栄養学臨地実習の弾力的運用

提案団体

大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県
大阪市、堺市、神戸市、佐世保市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

厚生労働省、文部科学省

求める措置の具体的内容

管理栄養士養成施設における公衆栄養学臨地実習の実習施設は、通知※1により「保健所、保健センター又はこれに準ずる施設」(以下「保健所等」という)と規定されており、原則として、養成施設内での実施は認められていない。あわせて、実習に当たっては原則として少数グループにより行うこととされているところである。臨地実習の教育目標※2は「実践活動の場での課題発見、解決を通して、栄養評価・判定に基づく適切なマネジメントを行うために必要とされる専門的知識及び技術の統合を図る。」とされている。実習内容のうち、保健所等以外で実施

具体的な支障事例

公衆栄養学臨地実習については、実習施設が保健所等に限定されているため、遠方から参加しなければならない学生に負担が生じている。また、少数グループによる実施となっていることから、各保健所での受入期間が長期化し、保健所職員の大きな負担となっている。保健所等での受入が困難になると、学生は公衆栄養学臨地実習の単位を履修できず、管理栄養士国家試験の受験資格が得られない可能性があり、不利益が生じることになる。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、通知※3により、「実習施設等の代替が困難である場合、実状を踏まえ実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えない」とされた。このため、本府においては、学内での実習や保健所職員による講義等による対応を行い、支障なく完了したところである。なお、管理栄養士養成施設からも、同措置の継続実施の意向が示されている。

実施主体は管理栄養士養成施設であるが、管理栄養士の確保を進める観点から、今回の通知による弾力的な運用を危機管理事象の特例とせず、継続することを求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

教育目標の達成に向けて、保健所等、学生、管理栄養士養成施設にとって、効果的効率的な実習が可能となる。

根拠法令等

※1:管理栄養士養成施設における臨地実習及び栄養士養成施設における校外実習について（平成14年4月1日14文科高第27号、健発第0401009号文部科学省高等教育局長、厚生労働省健康局長通知）

※2:管理栄養士学校指定規則の一部を改正する省令の施行について(平成13年9月25日13文科高第405号健発第938号文部科学省高等教育局長、厚生労働省健康局長通知)

※3:新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について(令和2年6月1日文科科学省、厚生労働省事務連)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

郡山市、茨城県、千葉市、石川県、長野県、宇和島市、福岡県、熊本市、沖縄県

○各保健所の管理栄養士の配置人数が1~2名であり、実習計画や課題の作成、評価なども含めて保健所職員の負担となっている。特に、実践活動の場が少ないため、事業等の実施時期を学生実習の日程と被るように調整する必要があるほか、学生の同行にあたっては、相手方の了解や移動手段等の調整が、少人数であっても大きな負担となっている。一方、学生にとっても、住居近隣の保健所での実習になるとは限らず、遠方から参加する学生の負担になっている。保健所及び学生双方の負担を減らすため、実習内容のうち、保健所等以外において実施して差し支えないものは、養成校において実施可能とする必要があると考える。

○【制度改正の必要性】

保健所における臨地実習では、実習生が体験・見学可能な事業が少ないため、講義の時間が多い現状がある。ICTの活用及び実習場所を保健所へ限定しないことにより、1度に多人数に対する講義が実施可能となるため、遠方から参加する学生及び対応する保健所職員双方の負担軽減となる。

○県内の管理栄養士養成校(以下「養成施設」という)は1校のみである。当校は平成31年度4月の新規指定施設であり、現在開設3年目であるため、現時点で県内保健所で実施される公衆栄養学臨地実習のほとんどは県外の養成施設に通学している県内出身者の学生がほとんどである。(公衆栄養学実習は大学3~4年次においての実習が多い)

公衆栄養学実習自体、受け入れ先が他の実習よりも少ないため、養成施設付近でなく、出身地で臨地実習を行う学生が多いことに加えて、県内の養成施設の公衆栄養学実習実施も今後は見込まれてくるため、保健所等での受け入れについては困難になることが予想される。(保健所での受け入れ期間が長期化することは保健所職員の負担につながる)

県外の養成施設に通学している学生の距離的な負担および新型コロナウイルス対応を実施している保健所等の実習の中止も過去にあり、学生・保健所等の負担軽減を図る必要があることから、弾力的な運用を特例とせず、継続することを求める。

○当市においても、第4波の影響による保健所への応援業務などで十分な人員が確保できず、今年度における公衆栄養学臨地実習の受講方法について検討しているところ。

ご提案のとおり実習の一部だけでもICTを活用した遠隔実習等が可能になれば、自治体職員・学生の両方の負担減につながると考える。

各府省からの第1次回答

御指摘の「保健所等以外で実施しても教育目標の達成に支障がないと考えられるもの(保健所職員による保健所業務や地域課題に関する説明、それを受けて学生が行う施策の立案等に係る演習等)」については、実習施設で必要な時間の臨地実習を行った上で、その教育効果が上がるよう、事前及び事後評価を総合演習等として実施する場合には、学内で行うことが可能です。

ただし、臨地実習そのものは、管理栄養士として業務を行うことが期待される実践活動の場での課題発見・解決を通して、栄養評価・判定に基づく適切なマネジメントを行うために必要とされる専門的知識及び技術の統合を図り、管理栄養士として具備すべき知識及び技能を習得させることを目的とするものであることから、管理栄養士が専従する保健所等の施設で実施されることが必要であると考えております。

この点は、御指摘の新型コロナウイルス感染症の発生に伴う臨地実習の取扱いを示した事務連絡でも考え方を変更しているものではなく、当該事務連絡においては、新型コロナウイルス感染症の影響により実習施設の受入れの中止等を想定し、その場合には施設の変更により実習施設の確保に努め、それが困難なときは年度をまたいでの実習を検討し、これらの方法によってもなお代替が困難である場合に、「実状を踏まえ実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えない」としているところ です。

したがって、「危機管理事象の特例とせず、継続すること」を御提案いただいているところ、平時には、他のいかなる方法でも代替することが困難な事態が生じるということは想定しがたいことから、臨地実習についての取扱いを変更する予定はございません。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

158

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

市町村子ども・子育て支援事業計画において定める「量の見込み」の算出方法の見直し

提案団体

兵庫県、姫路市、西宮市、三木市、三田市、宍粟市、たつの市、神河町、滋賀県、京都府、鳥取県、徳島県、堺市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

市町村子ども・子育て支援事業計画において定めることとされている「量の見込み」の算出にあたって、現在手引き等において示されている利用希望把握調査(アンケート調査)に基づく算出方法は、分析に要する労力とコストが大きいくつに加えて、算出結果と実態が乖離する事例が発生することもあることから、利用希望把握調査ではなくヒアリングや実績値等に基づき「量の見込み」の算出方法も可能であることを明記するなど、柔軟な算出方法を可能とすること。

具体的な支障事例

【現状】

子ども・子育て支援法に基づき国が定める「基本指針」及び「量の見込み」の算出の考え方に係る手引きでは、保護者に対する利用希望把握調査(アンケート調査)等を行い、これを踏まえて「量の見込み」を推計し、具体的な目標設定を行うことが求められている。

一方、幼児教育・保育の無償化の実施により、これまで各市町村では把握することができなかった幼稚園に通う就労家庭等の状況も把握することが可能になり、アンケート調査の活用によらずとも、詳細な分析が可能となっている。

【支障】

第1期(平成27年～令和元年)、第2期(令和2年～令和6年)の策定に際して、国の手引きに基づいてアンケート調査により算出したところ、項目によっては実態にそぐわない結果となった自治体がある。

アンケート調査そのものにも多大な労力や費用が必要となっていることに加え、情報量が多く、調査結果の分析にも長時間を要している。また、計画と実績値が乖離する場合は中間見直し(補正)を行う必要が生じる。

手引きには、「具体的な算出方法等については、各市町村及び都道府県において地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、適切に判断頂きたい。」や「教育・保育の量の見込みの算出にあたっては、トレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえること。」といった記載があるものの、結局、国の基本指針や手引きを無視してアンケート調査を実施せずに計画を立案するわけにはいかない。このため、アンケート調査を実施し、実態から乖離している場合は実績や過去の平均値等を参考に改めて「量の見込み」を算出し直すという作業を行っており、調査項目によってはアンケート調査が無駄なプロセスになっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

各市町村が地域の実情に応じて「量の見込み」の算出方法を選択することができるようになることで、計画策定や見直しに伴う市町村の負担が軽減され、行政の効率化につながる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法第 61 条
子ども・子育て支援法に基づく基本指針(平成 26 年内閣府告示第 159 号)
「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」(平成 26 年 1 月 20 日内閣府通知)
「第 2 期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」(平成 31 年 4 月 23 日内閣府通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

小樽市、いわき市、高崎市、千葉市、川崎市、豊橋市、豊田市、和歌山市、広島市、高知県、福岡県、佐世保市、宮崎県、全国町村会

○地域の実情に応じて算出方法を選択することができれば、計画策定や見直しに伴う業務量軽減につながることを期待される。

○提案提案同様、子ども・子育て支援法に基づき国が定める「基本指針」及び「量の見込み」の算出の考え方に係る手引きに則り、保護者に対する利用希望把握調査(アンケート調査)等を実施しているが、一定のニーズを把握できる反面、「幼児教育・保育」の「量の見込み」に関しては、現状の実績を踏まえた見込みと大きく乖離し、数値として使用できないなど労力とコストを要するわりには、活用できる分が少ないなどの影響が出ている。よって、提案市同様、利用希望把握調査でなく、ヒアリングや実績値等に基づく「量の見込み」が可能となるなど、自治体の状況に応じた算出方法も可能としていただきたい。

○当市でもアンケート調査の結果と実際の支給認定に乖離があり、アンケートでは現実的な量の見込みを算定することができないため算定方法を選択制としてほしい。

○当市においても量の見込み算出に当たっては、保護者の意向調査や人口推移の見込みなどを算出しているが、職員の事務作業に加えて委託費などの経費もかかってきており、多大なコストがかかっている。

○計画策定や見直しに伴う市町村の負担の軽減や行政の効率化につながるよう、算出方法の見直しを求める。

○第二期子ども・子育て支援事業計画策定時、国の指針に基づきアンケート調査を行い「量の見込み」を算出したが、実態との乖離が大きく、そのまま計画上の「量の見込み」とすることができない項目が多かった。そのため、各事業の過去5年間の利用実績をもとに算定し直す結果となった。アンケート調査対象は子育て中の保護者 2,000 人、約 40 項目あり、コンサル会社は入れず、すべて職員で集計をしたため相当の時間を要した。第3期計画においても同様のアンケートを行なった場合、同様の結果が予測される。担当としては、各事業の実績値等をもとに「量の見込み」を算定する方法が一番現実的と感じるが、潜在的ニーズを探る必要もあることから、国の基本指針や手引き(アンケート内容及び算出方法)の見直しも検討していただきたい。

各府省からの第 1 次回答

市町村子ども・子育て支援事業計画に関しては、令和2年度を初年度とする第2期の計画期間が開始したところであり、令和7年度を初年度とする第3期の計画においては、計画策定時の「量の見込み」の算出方法も含め市町村子ども・子育て支援事業計画の在り方等について、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の進捗状況等を踏まえて検討していくものと考えている。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

182

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分における報告時期の見直し

提案団体

広島市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

国庫補助を受けて整備した学校施設の財産処分に関し、包括承認事項に該当する場合の文部科学省への報告について、提出期限を財産処分予定時期の2か月前としている取扱いを見直すことを求める。

具体的な支障事例

国庫補助を受けて整備した学校施設の財産処分には文部科学大臣の承認を要するが、承認手続の簡素化を図るため、補助事業終了後10年以上経過した財産の無償による処分などの場合は、文部科学大臣への報告をもって承認があったものとする包括承認制が認められており、その報告は財産処分予定時期の2か月前までに行うこととされている。

当市では、令和2年3月末に廃校となった施設の一部について、同年3月初旬に、地元住民から4月以降自治会で活用するため無償貸与してほしい旨の申し出があったことから、この包括承認制を活用し手続を進めたが、住民からの申し出の時点で既に文部科学省への報告期限を過ぎていたため、別途、報告遅延に係る顛末書を作成する必要が生じたという事例があった。

本来、学校施設等の活用により地域を活性化させていくという観点からは、地域住民等のニーズには可能な限り、迅速かつ柔軟に对应したいと考えているが、事務の簡素化から導入された包括承認制を活用する際に、報告期限が2か月前までに設定されていることは大きな支障となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地域住民等のニーズに対し、従前よりも迅速かつ柔軟に対応できるようになり、地域コミュニティの活性化促進に資することができる。また、今後、廃校の増加が見込まれる中、学校施設の有効活用の推進にもつながる。

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条
公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(令和2年12月9日付け2文科施第281号)
財産処分手続ハンドブック(平成31年3月)Q8

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、宮城県、郡山市、前橋市、川崎市、相模原市、富山県、豊田市、京都市、鳥取県、島根県、福岡県、熊本市、宮崎県、延岡市

○地元の要請や地域活性化のため廃校の貸出検討を行う事例が少なからずある中、貸付条件を含めた相手方

との折衝等の都合、実務上国の求める期日までに調整ができず顛末書を提出した事例が複数ある状況である。少子化による廃校が増えている中、地域活性化の拠点としての潜在的な利用価値や様々な活用形態が検討される可能性を考慮すると今後も廃校活用に伴う報告に関し、報告期日に間に合わない事例が一定数発生する可能性がある。廃校活用を積極展開していく上で、顛末書が心理的な支障とならないよう事後報告も認めるなど緩和についてご検討頂きたい。

○当市においても、廃校となった施設の跡地利活用について各団体と随時個別に協議を進めているところであり、いつ利活用の合意に至り供用開始するか時期が不透明である。そのため案件によっては財産処分予定時期の2か月前までに報告書を提出することが困難となる場合も想定される。

○当市では、廃校となった施設について国立大学法人と協定を締結し、利活用を図ることを決定していたが、使用貸借契約の内容の調整に時間を要し、文部科学省への報告期限を過ぎたため、別途、報告遅延に係る顛末書を作成する必要が生じたという事例があった。契約内容の調整については契約の直前まで時間を要することがあり、報告期限が2か月前までに設定されていることは支障となっている。

○財産処分報告は、処分の相手方が決定した後で行う必要があるが、相手方の決定から契約締結までの期間が短い場合、即座に報告を行っても処分2か月前の報告期限を過ぎることになり、必ず報告遅延に係る顛末書の作成が必要となる。顛末書が不要となれば、一層事務手続の簡素化につながるため、報告時期の見直しを求めたい。

各府省からの第1次回答

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分報告書の提出時期の目安を、「処分予定時期の2か月前」としていることについては、財産処分手続きを円滑に進めるための運用上のルールとして、「財産処分手続ハンドブック(平成31年3月 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)」に記載しているものである。本ルールを定める以前は、処分予定日間近に報告書が提出される案件が散見され、手続きの運用・円滑な事務処理に支障をきたす恐れがあった。そのため、現在は上記のような原則的な提出期限を定め、提出期限を過ぎた場合は、やむを得ず提出が遅れた(十分な時間的余裕をもった計画的な報告ができなかった)個別の事情等を把握するための「顛末書」の提出を求めているところである。年間約300件の財産処分承認申請及び約500件の財産処分報告があるなか、補助金適正化法第22条に反することがないよう、手続きに必要な提出書類及びその内容に不備や誤り等がないかの確認や自治体との調整等を行い、処分予定時期よりも前に財産処分手続きを適切に完了させるためには、2か月前という提出期限は妥当なものであると考えている。なお、顛末書については、様式は任意としており、押印原則の見直しを進める観点から、現在は公印押印を求めないこととしている。各自治体におかれては、今後とも財産処分手続きを円滑に進めていくため、計画的な申請・報告にご協力いただきたい。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号

193

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

05_教育・文化

提案事項(事項名)

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分における報告時期の見直し

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

国庫補助を受けて整備した学校施設の財産処分に関し、包括承認事項に該当する場合の文部科学省への報告について、提出期限を財産処分予定時期の2か月前としている取扱いを見直すことを求める。

具体的な支障事例

国庫補助を受けて整備した学校施設の財産処分には文部科学大臣の承認を要するが、承認手続の簡素化を図るため、補助事業終了後10年以上経過した財産の無償による処分などの場合は、文部科学大臣への報告をもって承認があったものとする包括承認制が認められており、その報告は財産処分予定時期の2か月前までに行うこととされている。

当市では、令和2年3月末に廃校となった施設の一部について、同年3月初旬に、地元住民から4月以降自治会で活用するため無償貸与してほしい旨の申し出があったことから、この包括承認制を活用し手続を進めたが、住民からの申し出の時点で既に文部科学省への報告期限を過ぎていたため、別途、報告遅延に係る顛末書を作成する必要が生じたという事例があった。

本来、学校施設等の活用により地域を活性化させていくという観点からは、地域住民等のニーズには可能な限り、迅速かつ柔軟に応えたいと考えているが、事務の簡素化から導入された包括承認制を活用する際に、報告期限が2か月前までに設定されていることは大きな支障となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地域住民等のニーズに対し、従前よりも迅速かつ柔軟に対応できるようになり、地域コミュニティの活性化促進に資することができる。また、今後、廃校の増加が見込まれる中、学校施設の有効活用の推進にもつながる。

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条
公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(令和2年12月9日付け2文科施第281号)
財産処分手続ハンドブック(平成31年3月)Q8

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、宮城県、郡山市、前橋市、富山県、豊田市、鳥取県、島根県、福岡県、宮崎県、延岡市

○地元の要請や地域活性化のため廃校の貸出検討を行う事例が少なからずある中、貸付条件を含めた相手方との折衝等の都合、実務上国の求める期日までに調整ができず顛末書を提出した事例が複数ある状況であ

る。少子化による廃校が増えている中、地域活性化の拠点としての潜在的な利用価値や様々な活用形態が検討される可能性を考慮すると今後も廃校活用に伴う報告に関し、報告期日に間に合わない事例が一定数発生する可能性がある。廃校活用を積極展開していく上で、顛末書が心理的な支障とならないよう事後報告も認めるなど緩和についてご検討頂きたい。

○当市では、国庫補助を受けた教職員住宅について、空き部屋を有効活用する観点より、地域おこし協力隊や船員など教職員以外への入居貸付を行っている。本件についても、包括承認制が認められており、その報告は財産処分予定時期の2か月前までに行うこととされているが、3月初旬に入居したい旨の申し出があり、既に文部科学省への報告期限を過ぎていたため、報告遅延に係る顛末書を作成する必要が生じたという事例がある。

○当市では、廃校となった施設について国立大学法人と協定を締結し、利活用を図ることを決定していたが、使用貸借契約の内容の調整に時間を要し、文部科学省への報告期限を過ぎたため、別途、報告遅延に係る顛末書を作成する必要が生じたという事例があった。契約内容の調整については契約の直前まで時間を要することがあり、報告期限が2か月前までに設定されていることは支障となっている。

○財産処分報告は、処分の相手方が決定した後で行う必要があるが、相手方の決定から契約締結までの期間が短い場合、即座に報告を行っても処分2か月前の報告期限を過ぎることになり、必ず報告遅延に係る顛末書の作成が必要となる。顛末書が不要となれば、一層事務手続の簡素化につながるため、報告時期の見直しを求めたい。

各府省からの第1次回答

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分報告書の提出時期の目安を、「処分予定時期の2か月前」としていることについては、財産処分手続きを円滑に進めるための運用上のルールとして、「財産処分手続ハンドブック(平成31年3月 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)」に記載しているものである。本ルールを定める以前は、処分予定日間近に報告書が提出される案件が散見され、手続きの運用・円滑な事務処理に支障をきたす恐れがあった。そのため、現在は上記のような原則的な提出期限を定め、提出期限を過ぎた場合は、やむを得ず提出が遅れた(十分な時間的余裕をもった計画的な報告ができなかった)個別の事情等を把握するための「顛末書」の提出を求めているところである。年間約300件の財産処分承認申請及び約500件の財産処分報告があるなか、補助金適正化法第22条に反することがないよう、手続きに必要な提出書類及びその内容に不備や誤り等がないかの確認や自治体との調整等を行い、処分予定時期よりも前に財産処分手続きを適切に完了させるためには、2か月前という提出期限は妥当なものであると考えている。なお、顛末書については、様式は任意としており、押印原則の見直しを進める観点から、現在は公印押印を求めないこととしている。各自治体におかれては、今後とも財産処分手続きを円滑に進めていくため、計画的な申請・報告にご協力いただきたい。